

『クーリング・オフ』と『悪質商法』 見やすい所に貼って活用しましょう！



■ クーリング・オフとは

消費者が「訪問販売」や「電話勧誘販売」など、不意な訪問や電話を受けて契約したり、家庭教師など長期・継続的なサービスを契約した場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

取引の種類	内容	クーリング・オフ 期間
訪問販売	・ 自宅や勤務先への訪問販売 ・ キャッチセールス ・ 催眠商法 ・ アポイントメントセールス(SNSで誘い出した人への販売も対象)	8日間
電話勧誘販売	電話による勧誘での契約	8日間
訪問購入	業者が店舗以外の場所で貴金属や着物などを物品を買い取る契約	8日間
特定継続的 役務提供	長期継続的なサービス契約のこと ・ エステティックサービス ・ 美容医療 ・ 家庭教師 ・ 語学教室 ・ 学習塾 ・ パソコン教室 など	8日間
連鎖販売契約	個人が新規会員を誘い、その新規会員が更に別の会員を勧誘し、連鎖的に組織を形成、拡大する販売形態のこと ・ マルチ商法 ・ ネットワークビジネス	20日間
業務提供誘引 販売取引	仕事を紹介するのでそこから利益が得られると勧誘した上で業者から必要な商品やサービスを購入させる等、金銭を消費者に負担させる取引販売のこと ・ 内職商法 ・ モニター商法	20日間

■ クーリング・オフできないもの

店舗・営業所での契約、通信販売（新聞・テレビ・インターネット等）、自動車、使用してしまった消耗品、訪問販売や電話勧誘販売で3,000円に満たない現金取引 など

◆クーリング・オフ制度を利用する際の注意点

- 必ず、はがき（簡易書留）や内容証明郵便で出す。
- 契約日、販売会社名、担当者、商品名、価格（契約額）を書いて「この契約を解除する」ことを明記する。
- 書いた書面は両面のコピーを取り、保管しておく。（5年間）
- クレジットで支払った場合は、クレジット会社にも同じように通知する。

販売会社への通知例

《表面》

《裏面》

郵便はがき

□□□-□□□□

販売会社の住所

販売会社名

代表者 様

契約解除の通知書

契約年月日 ●年●月●日

商品名 ●●●●

契約金額 ●●●●円

販売会社 ●●●株式会社

●●●営業所

担当者 ●●●●

上記契約を解除します。

つきましては、既に支払い済みの●●●●円を返金し、商品をお引き取りください。

申出年月日 ●年●月●日

(自分の住所・氏名)

～自分は大丈夫と思っていませんか？～

あなたを狙う『悪質商法』

悪質な事業者とのトラブルは岩宇地区でも発生しております。

近年悪質商法の手口は多様化しており、今回はその一部をご紹介します。

○利殖商法【高齢者を狙う悪質商法】

ある日、証券会社を名乗る業者から電話があり、「まだ有名ではないが、優良な会社がある。投資すれば必ず儲かる。元本は保証するし、後日、何倍もの価格で買い取るので代理で購入して欲しい」と言われた。はじめは信用していなかったが、老後の資金への不安もあり、その後の執拗な電話に根負けして出資契約をした。しかし、買い取りは実行されなかった。

●対策

→投資にはリスクがつきものです。必ず儲かる話はありません。相手が「絶対儲かる」「元本保証」などと言って勧誘してきたら詐欺の可能性が高いので警戒しましょう！



○訪問購入（押し買い）【主婦を狙う悪質商法】

ある日、自宅に「不要な衣服やバックなどを買取りますよ」と電話がかかって来て、不要なものを買い取ってもらうため、自宅に来てもらった。査定が終わると、宝石や貴金属も買い取ることができると言い、執拗に貴金属を出すよう迫られ、怖くなって貴金属を見せた。すると、「以前は高かったかもしれないが、最近は価値が下がっている」などと言い、言葉巧みに市場価格より大幅に安く買い取られてしまった。

●対策

→ある物の買い取りを依頼して業者が訪問してきた場合に、業者から他の物を出すよう言われても、売りたいくない場合はきっぱりと断りましょう！



○アポイントメントセールス【若者を狙う悪質商法】

SNSで知り合い仲良くなった女性に食事に誘われた。数日後、「オススメの服飾店があるから一緒に行こう見るだけで良い」と言われ服飾店に同行した。高価なコートを見せられ、「1着は持っているのが常識で将来必要」と購入をすすめられた。今はいらないと断ったが何度も同じ話をされ、3時間位たつと男の人が出てきた。怖いし、購入しないと帰れないと思い高価なコートを購入してしまった。

●対策

→店に出向いてしまうと、悪質事業者の強引な勧誘を断ることは簡単ではありません。SNSで知り合ったなど、見知らぬ人からの誘いには応じないようにしましょう！



◆あなたを守る相談先◆

- | | |
|-----------------------|--|
| ○消費者ホットライン | 電話： ^{いやや(嫌や)} 188(お住まいの最寄りの相談窓口につながります) |
| ○岩内消費生活相談センター | 電話：61-4878 (受付時間:(月)9時~15時、(火)~(金)9時~12時)
(共和町を含む広域地域の相談を受付けています) |
| ○北海道立消費生活センター | 電話：050-7505-0999 |
| ○警察総合相談 | 電話：#9110
(詐欺や悪質商法などによる犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための相談窓口です) |
| ○法テラス
(日本司法支援センター) | 電話： ^{おなやみなし} 0570-078374 (法的トラブルなどの相談窓口) |